

### Ⅲ 研究ノート

## 「新しい公共」型学校に関する一考察

—学校教育における「公共（性）」の変容に焦点を当てて—

筑波大学大学院 小柳 雅子

### 1. はじめに

本稿は、民主党政権下、内閣府の円卓会議において宣言が採択されるに至った「新しい公共」の理念に基づいて構想された「新しい公共」型学校について検討するものである。その際、本稿では主に「新しい公共」型学校における学校教育の「公共（性）」の変容について検討するものとする。

そこで以下、まず①「新しい公共」がどのような概念であるのかを円卓会議での議論、ならびに同会議で採択された宣言によって概観し、②「新しい公共」型学校についてその事業内容と特徴、課題点等を、「学校運営の改善の在り方に関する研究協力者会議」における議論やそこでの資料などから概括する。そして①②を踏まえ、最後に③「新しい公共」型学校における学校教育の「公共（性）」の変容について検討するものとする。

### 2. 「新しい公共」とは何か—「新しい公共」円卓会議における議論から

#### (1) 「新しい公共」に関する議論の経緯

「新しい公共」は政権交代時の民主党代表であった鳩山総理によって新政権の要と位置付けられ、2010年1月25日、内閣府に設置された「新しい公共」円卓会議によって本格的にその検討が始まった。同会議は8回を経、そして同年6月4日には「新しい公共」宣言<sup>2</sup>（以下、「宣言」）が取りまとめられている。以降、各省庁において「新しい公共」を実現するための具体的な施策形成・検討の段階に至るとともに、内閣府においても本取り組みを推進するべく「新しい公共」推進会議が2010年10月22日に設置されている。

#### (2) 「新しい公共」の概要

「宣言」によると「人々の支え合いと活気ある社会……をつくることに向けた様々な当事者の自発的な協働の場」が「新しい公共」であるという。“新しい”と銘打たれてはいるものの、それは「古くからの日本の地域や民間の中にあ」り「今や失われつつある『公共』を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すこと」であるとする。

その方策として宣言が打ち出すのは、「公共の主体」の再定位である。かつて『「公共」は『官』

だけが担うものではなかった」ものの「近代国民国家の形成過程で『公共』＝『官』と言う意識が強まり、中央政府に決定権や財源などの資源が集中した」。そして近代化、高度成長の時期を経、官は「いつしか、本来の公共の心意気を失い、地域は、ややもすると自らが公共の主体であるという当事者意識を失いがち」であるとし、「日本では『公共』が地域の中、民の中にあつたということを思い出し、それぞれが当事者として、自立心を持ってすべきことをしつつ、周りの人々と協議することで絆を作り直すという機運を高め」ることを宣言は重視する。

すなわち、「新しい公共」は、従来、公共の主体として様々な社会的課題を解決する存在とされてきた「政府」、あるいは新自由主義の下、とくにその役割が重視された「市場」に「国民」を加えた三者「協働」と「参画」によって、様々な社会的課題を解決、さらに社会の発展を目指していくという概念である<sup>3</sup>。そしてそれは他方で、社会づくりに「参画」し「協働」した主体に対する社会の有り様への責任が問われることを意味する。特に国民については、単に官から供給されるサービスの客体としてではなく、また（NPO などについては）、官の下請けとしてでもなく、「公共の主体」としてその再定位が行われるとともに、同時にそれに応じた責任を当然に背負うこととなる。簡単にいえば、サービスを受けっぱなしではなく、サービス向上への要求をするだけでなく、さらには既に定められたサービスを自ら遂行、充実するだけの存在でもなくなった代わりに、相応の責任が付与されるわけである。

表1:「新しい公共」における三主体の変化<sup>4</sup>

国民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お上依存」から自ら選択する当事者へ</li> <li>・身近なことを自分から進んで行動することが重要</li> <li>・NPO等の事業体もその社会的責任の増大に見合うべく情報公開を進め説明責任を果たす</li> </ul>
市場・企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業における社会性や社会貢献活動などによる多様な評価を求める</li> <li>・国民や政府と共に社会性の発揮が評価される社会を目指す</li> <li>・資本主義の在り方を見直す</li> </ul>
政府・行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「官」が独占してきた領域を開き、「国民が選ぶ社会」をつくる。</li> <li>・多様な主体が「新しい公共」に参画できる社会制度を整備</li> <li>・情報公開、規制改革、地域主権等を推進する。</li> <li>・政府、企業、NPO等が共同で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進める</li> <li>・国や自治体等と市民セクター等との関係の再編成</li> </ul>

※「新しい公共」円卓会議 第8回資料：「『新しい公共』のイメージ図」より筆者作成

そして、具体的にこれを実現するため、「公共の主体」として、①国民、②市場・企業、③政府・行政、の三者を再定位し、そのために各者それぞれの変化をもとめている。「宣言」が

求める変化の概要をまとめたものが表－1である。会議資料によると特に国民については、個々人での取組もさることながら、地域や市民セクターなど、集団としての様々な形で、新しい公共の担い手になることが希求されている。

また、「新しい公共」の実現には「公共への政府のかかわり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要」であり「政府は思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を『新しい公共』に開き国民が決める社会」をつくる必要があるとされ「新しい公共」が作り出す社会は「総ての人に居場所と出番があり」、「良い循環の中で発展する社会」であり、そこでは「つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、新しい成長が可能となる」という。

### (3) 「新しい公共」円卓会議における学校教育関連の議論

上述した通り「新しい公共」は「支え合う社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な協働の場」である。ただし「新しい公共」は教育分野に特化した概念ではなく、事実、円卓会議においては税制の在り方など、「新しい公共」の基盤を支える制度整備についての議論が中心に行われていた。しかしながら、円卓会議の座長が教育改革国民会議においてコミュニティ・スクール（以下、CS）を提唱した金子郁容氏であること、開催された会議の中に鈴木寛文部科学副大臣（当時）が出席した回があることなども影響し、学校教育に関するいくつかの重要な発言を議事録の中に見ることができる。

中でも重要なのは、文部科学省（以下、文科省）で実施された「熟議による教育政策形成プロジェクト」についての言及である。これは第2回および第5回会議において鈴木副大臣から紹介があり、それによれば、「熟議を通して、それぞれが当事者意識を持って議論に関わり、問題についての解決方法が編集・創造される」こと、今まで「意思決定者」だった文科省の役人がこれからは「熟議の材料を提供し、それをファシリテート」する存在となり、「現場の声（保護者やボランティアや教員等々）を直接霞が関、永田町に持ち寄って熟議」をはじめことを希求している（いずれも第5回会議での発言）。さらにこの教育政策形成プロジェクトは、国家レベルだけではなく、学校レベルでの普及も目指されている。鈴木副大臣は第2回の会議において三鷹市、京都市のCSを例に挙げ「学校の理事長、協議会の代表、PTAの代表、学校側の代表、教育の専門家、教育委員会からの人たちがまさに不断の熟議を繰り返すことで、その学校の抱えている問題を見つめる。文科省はこうしたことを広めて行きたい」とし、金子郁容氏も同様に「NPOと政府・自治体、学校などの公的機関、企業などを巻き込んだ地域再生のための政策形成の場づくり」が文科省から始まっていると発言していた。

「新しい公共」＝社会づくりに向けた様々な当事者の自発的な協働の場であること、したがってポイントとなるのは社会づくりへの「自発的な参画と協働とそれに伴う責任の付与」であること、さらに教育の分野においてはそこで「熟議による教育政策形成プロジェクト」が企図

されていること等は、以下で取り上げる「新しい公共」型学校の理念にも反映されていると考えられる。しかしながら他方、三鷹市や京都市の例が上がっていたことからわかるように、すでに類似の取組が一部のCSで少なからず先行されている。そこで次の節では、近年の「参画」「協働」「責任」に関わる教育施策の動向に触れながら、現時点でそれら施策の進化型と考えられる「新しい公共」型学校について概観していくこととする。

### 3. 「新しい公共」型学校の概要—近年の教育政策との関係をふまえながら

#### (1) 「新しい公共」型学校についての議論の推移

「新しい公共」型学校は、文科省内に設置された「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」において検討に付された。本会議は、もともと「信頼される学校づくり」のための学校運営支援に関わる取り組みの一つとして設置されたと考えられる<sup>5</sup>。本会議は、CSや学校評価制度化に伴う取組の進展等によって、学校・家庭・地域の連携による新しい取組が進む中、それでも検討すべき課題（①CSの取組の地域差が大きいこと、②学校評価の実施に伴う負担感の軽減、③学校に期待される役割の増大等による教職員の多忙感増大など）が残されているとして、学校運営をより効果的・効率的なものにするために、実効性のある学校運営の改善方策等について調査研究を行うことをその趣旨としている。本会議は2010年10月から2011年6月までにこれまで計9回開催されている。

本会議の開催趣旨は上記の通りだが、その議事要旨などをみると、当初、その中心的議題として措定されていたのは、「新しい公共」型学校創造事業等、「新しい公共」に関わる施策だったと考えられる。しかし、第5回の会議が終了した時点で、本事業に関する論点が多分野におよび、まとまった議論の生成が難しくなったため、第6回からは事務局より議論してほしい事項が提出され、「学校運営のこれまでの在り方の転換を図るための近未来的な見通しを持った議論」から「現行制度下において展望できるという前提」に立ったテーマで議論が行われた。

その後、第9回目の会議でこれまでの議論が取りまとめられ、2011年7月「子どもの豊かな学びを想像し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」が提言された。そこには「新しい公共」型学校の文言はなく、「新しい公共」という言葉自体も「1. 議論の背景と問題意識」の中でわずかに触れられているにとどまる。これには、本事業推進に積極的だった鈴木副大臣が管内閣総辞職に伴って副大臣の職を離れたことや、2011年3月11日の東日本大震災など、種々の事柄が影響を与えていると考えられる。また、「新しい公共」型学校の内容が、これまでの学校—地域関係等を大きく進（深）化させる、あるいはそれを前提とするものであり、本事業を推進するにもなかなか現実が追い付いていかない、すなわち現時点で時期尚早のプロジェクトであった感も否めない。しかしながら他方、「新しい公共」型学校の柱となっていた、学校と地域の関係については「地域とともにある学校」と表現を変えながらもその重要性がうたわれ、熟議といったツールについてもその活用が唱えられており、本事業

が包含していたその基本的理念は、上記提言の中にも散見できる。

## (2) 「新しい公共」型学校の概要とその特徴

それでは、そもそも「新しい公共」型学校として提案された事業は、どのような内容を持つものだったのであろうか。ここではその具体像を見ていくために、上記調査研究協力者会議、第4回および第5回で資料として用いられた、「新しい公共」型学校の創造について（たつき台）<sup>6</sup>と「新しい公共」型学校の創造について（案）<sup>7</sup>を中心に検討していく。

2011年度の新規事業として提案された本事業は、「地域住民の学校運営への参加の促進」「地域力を活かした学校支援」「学校力を生かした地域づくり」の観点から活動を行い、学校と地域の共助体制による、コミュニティ・ソリューション（＝コミュニティによる問題解決）<sup>8</sup>の核となる「新しい公共」型学校のモデルを構築するとともに、共通に求められる要素を明らかにすることを旨とするものであった。その背景には、すでに進められているCSや学校地域支援本部事業、放課後子ども教室推進事業などの成果と課題、そして、現在の教育を取り巻くいくつかの難しい状況がある。

文科省は「新しい公共」型学校の狙いを以下のように述べる。すなわち「子どもたちによりよい教育を提供していくためには、学校・家庭・地域が……協力し合う、子どもたちを軸にした『新しい公共』を実現することが求められる」。保護者や地域住民が『地域の学校は自分たちの学校』……『自分たちの学校』をよくするという意識が『自分たちの地域』をよくするという意識につながり、「このような学校と地域の新たな関係は、これにかかわる大人の生涯学習の場となるだけでなく、社会的な絆の希薄化が指摘される中で、人々に居場所と安心を生み出す社会全体の信頼関係・共助関係（ネットワーク）の再生に繋がっていく。社会的な絆の再生・強化は学校と地域の信頼関係の強化にもなり、積極的に学校を支援してくれる人材を増やすことにもつながる」。そして「新しい公共」型学校の在り方として、具体的に①理念、②視点、③基本的要素を上げている。

まず①「新しい公共」型学校の理念である。これは「地域との協働により、すべての子どもに『生きる力』を確実に身につけさせるとともに、関係する大人たちの成長も促し、地域を活性化させる『場』となる学校」とされる。ここでいう「地域」の内実は多様で、「地縁等に基づく昔ながらの共同体のみならず、地域住民、学生、大学、社会教育施設、商工会、企業、町会、民生委員、NPO、文化施設、スポーツ施設、福祉関係部局、まちづくり関係部局など地域の実情に応じた幅広い関係者」が想定されている。

次に②「新しい公共」型学校に求められる視点である。これには以下の3点が上がっていた。すなわち(a)多様な人々とのふれあいを通じて充実した教育を提供する視点、(b)大人の生涯学習の場としての視点、(c)学校を拠点とした地域づくりの視点、である。

また③「新しい公共」型学校の基本的な要素は以下の6点とされている。(あ) 地域住民等

との協働をすすめるための戦略的なマネジメント、(い) 学校・家庭・地域が「熟議」し、その結果を学校運営に反映するとともに「熟議」の当事者として責任を持って学校運営に参画する関係づくり、(う) 地域住民等をひきつけ、参加や学習活動を促進するための工夫、(え) 幅広く継続的な地域の支援ネットワーク、(お) 地域全体の課題解決や活性化に資する取組、(か) ICTの活用などによる交流の活性化、業務の効率化、授業改善などの取組、である。

以上より、「新しい公共」型学校の特徴をまとめると、以下になるだろう。

すなわち①これまでよりも進(深)化・成熟した学校-地域関係(=共助)を目指している、②熟議を通じた学校運営への参画が重視されている、③関係が双方向(学校は支援されるだけではない)かつ循環的(地域が学校を元気づけ、その学校が地域を元気づける)である、④学校運営参画の主体が多様である、⑤学校を核としたまちづくり、地域コミュニティの再生が強く意識されている、である。

### (3) 「新しい公共」型学校と近年の教育政策—「参画」、「協働」、「責任」

上で見てきたように、「新しい公共」の概念を基礎に置く「新しい公共」型学校においても、その基本要素は踏襲されている。すなわち家庭・地域による学校運営への「参画」、彼らと学校(教育機関)との「協働」、そして運営主体に対する「責任」の追求である。

近年の学校教育に関わる政策の多くは、新自由主義思想に基づく規制改革と地方分権という大きな社会的潮流に基づいて形成されている。教育特区や株式会社立学校の認可など、これを企図した政策は種々あるが、いわゆる一般の公立学校については、規制改革・地方分権の流れの中で、自主性・自律性の確立が強く求められてきた。そしてそれを満たすための一つの方法として、学校を開くこと、すなわち「開かれた学校」が志向されてきたといえる。

そして、学校を開くことでその自主性・自律性を確立しようとする時、「新しい公共」型学校で謳われている「参画」「協働」「責任」はいずれも重要なキーワードとなる。学校を取り巻く種々の課題や1998年の中央教育審議会(以下、中教審)答申「今後の地方教育行政の在り方について」などの影響もあり、2000年代に入ってからそれはそれを意図する施策が次々と実施されている。

その例として、まず2000年に一部改正された学校教育法施行規則により導入された「学校評議員制度」がある。学校運営に関し意見を述べることができる(ただし、校長の求めに応じて)学校評議員を置く本制度は保護者や地域住民の意向を学校運営に反映しながらその連携協力を得ることを目的としている。また、総合規制改革会議や教育改革国民会議で検討、2004年の中教審答申「今後の学校の管理運営の在り方について」で提言され、同年における地方教育行政法の一部改正によって指定学校への「学校運営協議会(CS)」の設置が規定されている。本制度は、市町村教育委員会の決定により各学校に導入されるもので、保護者や地域住民が一定の責任を持って主体的に学校運営に参画する仕組みである。このほかにも学校・地域・家庭

の連携施策として、放課後子ども教室（2007年）学校地域支援本部事業（2008年）などがあげられる。また、「責任」に関するものとしては、学校評価制度（2007年、学校教育法改正によって正式に規定化）があげられる。

このように、近年の「参画」「協働」「責任」に関する政策を見て行くと、「新しい公共」型学校については総じてこう言える。すなわち「新しい公共」型学校は、これまで取り組まれてきた「開かれた学校」にかかわる施策である学校評議員制度、学校評価制度、学校地域支援本部事業、放課後子ども教室、CSなどを包含し、それらの延長線上に位置づけられると同時に、各取組の中で課題となっていた点について、熟議などの方法を用いてこれを解消しようとするものである。

しかしながら、調査研究協力者会議の紛糾からもわかるように、これまでの「開かれた学校」に関わる施策の課題が、「新しい公共」型学校によって必ずしも解決するとは限らない。場合によっては新たな課題を生む可能性もある。

例えば①学校運営「参画」の主体である「地域」の問題である。既述したように「新しい公共」型学校が想定している「地域」、すなわち学校運営への参画主体は実に多様であった。しかしながら、多様であるということを見つめると、それは学校運営・学校教育に対する利害・経験・能力・モチベーション等々が個々ばらばらであることを意味する。それを地ならしして均質化する必要はないだろう。ただ、参画主体として認められるということは、「主体としての関心や力量が、どれだけ備わっているかが問われる」<sup>9</sup>ことにつながる。また、そもそもまとめて「地域」と呼称されている主体が、実際には何を意味しているかについても疑問が残る。かつて教育改革国民会議でCS構想が提案された際、浜田（2001）はそこで用いられているコミュニティ概念が、地理的範囲としての地域を意味する「ローカル・コミュニティ」ではなく、特定の共通関心を持つ人々によって構成される「テーマ・コミュニティ」であることを指摘し、両者が必ずしも親和するものではなく、『わが子の教育に対する特定の関心』を媒介としてつながった『テーマ・コミュニティ』が不特定多数の人々が生活する『地域』のコミュニティ形成を促進する保証はないと述べた<sup>10</sup>。「新しい公共」型学校に希求されていた地域づくり、まちづくりの機能は、CSのそれよりも強固なものである。であるならば、なおのこと上記2つのコミュニティの関係性も含めた、学校運営参画主体の検討が必要となる。

また、②地域と「協働」する際の、教師と校長の専門性はどう規定されるのか。学校運営参画主体の多様化、すなわち地域を運営参画主体として重視していくとすれば、「学校が民主性と専門性の調整の場に」、さらに熟議の場も民主性と専門性の調整の場になる<sup>11</sup>。地域（の活性化）に対して貢献することが重視された学校で教師や校長はどのような存在として位置付けられるのだろうか。

例えば教師については、鈴木元副大臣が以下のように述べている。すなわち教師の仕事が今後、医師のそれに近くなること、教師は学びのコミュニティをつくっていくことが大事であり、

コミュニティのプロデューサーであり、ファシリテーターであるという<sup>12</sup>。また柳澤（2010）は学校ガバナンスを支えるための教師の新たな専門性として、①受容する力としての新しい専門性（学校当事者の意見や要求を受容する力）、②応答する力としての新しい専門性（受容した意見や要求に対して応答する力）、③合意を形成する力としての新しい専門性（学校当事者とともに合意形成を行う力）を提示する<sup>13</sup>。

校長については、調査研究協力者会議の中で、幾度もそのマネジメント（能力）について言及がされている。地域を包含したマネジメント（能力）とともに、これまで以上に地域へ貢献していくためのそれが新たな課題となろう。しかし一方で、それらがこれまでにない教師・校長の能力・専門性として捉えるべきものなのかは明らかでない。

さらに、「責任」の面についても、運営への参画と熟議という方法によるそれが、学校・地域・保護者・教育行政との責任の分担状況を再編する。既述したように、「新しい公共」という概念のもとでは、地域や保護者はもはや単に教育サービスの客体として、あるいは既定のサービスの実施者（例えば学校に請われて支援活動を提供するボランティアなど）としてのみ、自身を位置付けることができなくなる。特に、熟議という「合意形成のプロセス」を経るということは、地域や保護者が学校に要求するだけの存在から、教師や校長らとともに学校の教育活動の有り様に責任を持つ存在になることを意味している。学校の責任については学校評価制度等におけるアカウントビリティ論等で、保護者の責任については親の教育権等においてこれまで議論がなされてきたが、両者を含め学校教育に対する地域の責任についての議論が、今後重点的に必要とされると考えられる。

#### 4. 考察—学校教育の「公共（性）」の変容

既述の通り、「新しい公共」型学校は、2011年度に提案された新規事業であり、また、調査研究協力者会議が本事業を総体的に取り扱うことから、その主要な柱を為す各論分野へと議論をシフトさせていったことからわかるように、現時点ではあくまで一つの理念の型を示したのものとしてしか本事業を評価することはできない。しかしながら、「参画」「協働」「責任」にかかわるこれまでの学校教育政策の延長線上に位置付く「新しい公共」型学校は、その冠にも戴くように、これまでの学校教育における「公共（性）」に重要な契機をもたらす。

「公共（性）」は、きわめて多義的な言葉であり、その表れや認知は、時代や社会の文脈に大きく影響される<sup>14</sup>。つまり、「公共（性）」は史的変遷の中で、その意味や機能が様々に変化してきたのである。この「公共（性）」がもつ多義性に対し、たとえば齊藤は、公共と言う言葉が用いられる意味合いを3つに区分してその共通要素を導く。すなわち①国家に関する公的な（official）という意味、②全ての人々に関係する共通のもの（common）という意味、③誰に対しても開かれている（open）という意味である<sup>15</sup>。では、学校教育における「公共（性）」というとき、それは一体何を示しているのだろうか。



ここで「公共」という言葉をさらに教育という事象に限定して把握するための補助作業として、これを「公」と「共」に分割し「公」を教育実施主体、「共」を教育の目的としてとらえると、教育における「公共（性）」は以下のようにとらえられる。すなわち、教育における「公共（性）」とは、「公（＝教育実施主体）」が「共（＝将来の共同体を担う主体を創出すること）」を実現する際の意思と力の総体に関わる概念であるにとらえることができる。

では、このような構造を持つ学校教育の「公共（性）」は、これまでわが国においてどのような変容を辿ってきたのであろうか。

近代国民国家の下で成立した近代公教育においては、その当初、私的営みとされてきた教育に対し、国家がこれにどのように関与するか、あるいは家庭のそれをどう代位していくかということが主要な論点とされてきた。それは、近代公教育が「国民国家の成立を基盤として」いるが故に「国家による国民形成」を所与のものとしていたためである<sup>16</sup>。つまりここにおいては「共（＝将来の国を担う主体、国民）」を生み出すための「公（＝国）」の働きかけの方法がその主眼であったということになる。

しかしながら、社会が高度に発達してくるに伴い「国民の教育課題、教育ニーズも多様化し、国家がそれに対応する国民形成課題を一律に設定することが意味を持たなくなってきた<sup>17</sup>。つまりまず、これまで教育の目的とされてきた、将来の国の担い手（＝国民）の創出という点に時代に伴う変化が生じてくる。やがてそれは新たな教育の目的を達成するための手段の変化へと眼差しを向けることとなり、最終的に、そもそも誰が教育の内容を規定し、これを行うのかという地点へと議論の推移を促すこととなる。わが国におけるその一連の流れは例えば、社会における価値の多様化に伴う共通の社会像・人間像の崩壊 → 画一的教育から子ども達の個性を生かす教育への志向 → これまでの教育活動に対する反省的眼差しと新たな活動の多様化 → 従来の教育活動の成果に対する問い直しと新たな教育活動を実施する（＝参加）主体の多様化 → 教育に対する主体の意思反映構造の変革という形で描くことができよう。政策の面からいえば、それは上記「参画」「協働」「責任」に関わる諸施策の展開過程に符合する。

つまり、学校教育における「公共（性）」は、現在、学校教育の実施主体は誰か（「公」への問い直し）と学校教育の目的とは何か（「共」への問い直し）、さらには学校教育に対する誰の意思をどう反映させていくか（「公」による「共」の達成過程への問い直し）という幾つかの次元でその変容を迫られている。

ここには、「国家や有力な組織の活動に対する批判的な監視から、討議を通じた積極的な政治的意思形成、政治的アジェンダ」への移行がみられる。すなわち、『私的自律』（政治的権力の制約による個人的自由の確保）から『公共的自律』（政治的自由の実践による政治的権力の創出）への力点の変化<sup>18</sup>である。

「新しい公共」型学校においては「国や地方公共団体を公教育の供給者、保護者や住民をその受け手とする、二元的把握に転換」が迫られ<sup>19</sup>、「新しい公共性」の創出に「学校は誰のた

めのものかを改めて問い直す」ことが大きく関与する<sup>20</sup>。教育に関わる主客は転倒こそしないものの、従来の二分法による主客の区分はもはや成立しがたい状況にある。

既述したように「新しい公共」型学校は、「公共（性）」が変容してきた学校の、現時点での一つの帰結である。問題は、その変容を促してきたものも含めた複数の力学がそこに集まっているということであり、その構造的解明が今後、更に必要ということである。時に「規制改革」、また時に「草の根運動」またある時には「学校病理に対する保護者の不満」等々、学校教育の「公共（性）」を変容させてきた複数の諸力を、まず一度全方位から把握し、それを歴史的に、また動的に構造化して把握しなければならない。これは、現時点での学校教育の「公共（性）」を支えているもの（国、地方公共団体、教育委員会、学校、保護者、地域各々、あるいはそれらの協働によって生まれる機能）と、学校教育の「公共（性）」を構成している概念（教育の平等性、学校の自律性、教師の専門性等）についても同様である。

それはまた、これらの動きに関わることでそれ自体を許されず、学校教育への隠れた希望、ニーズを抱く主体達に光を当てながら、教育に関わる「公共（性）」を再構築していくための理論となる。

## 5. おわりに

鈴木（2006）は、公共性論の視点から現在の学校づくりの動向をとらえたとき「学校をひとつの公共圏（「地域教育公共圏」）とし、そこで関わる当事者による相互教育が展開される時空間とするような実践が展開されている」と説く<sup>21</sup>。これまで見てきたように、その潮流は確かなものであり、さらに「新しい公共」型学校では、学校を核にした地域の活性化が声高に叫ばれている。また鈴木元副大臣は「フラクタル（自己相似性）」の考えをもとに学校を中心としたコミュニティをつくれれば、他の分野（介護等）にもこれを応用することが可能だろうと考えている<sup>22</sup>。

このことは、学校が子どもの教育機関としての機能のみならず大人の教育機関、あるいは行政機関、福祉機関としての機能を内包していく動向である。この動向は一方で、過去への回帰である。金子氏が円卓会議で「新しい公共」学校だったと紹介した番組小学校は、「京都府当局が中世以来の京町衆による自治の伝統を行政の下部機構として利用する」ための「会所（役場、警察・消防詰所、保健所などの諸機能を合わせもつ）兼小学校であり」、「それは今で言えば区役所の総合庁舎と学校が一体化したようなものであった」<sup>23</sup>つまり、「新しい公共」型学校には、近代社会において機能的に分化していった機関を学校という場にふたたび集合させるという志向をみることができる。ただ、これは「学校」なのだろうか。

無論、現在の学校は学校教育法をはじめとする種々の法制度にのっとりその権限が与えられている。したがって、すぐにも学校が別の機関へと変容するわけではないが、熟議による多様な主体の運営参画、あるいは学校を核とする地域活性化などにより、「学校」の主たる役割、

あるいはその存立理由・目的は、学校ごとに多様な広がりを見せることとなる。

<参考文献>

- ・伊藤和衛・持田栄一（編集代表）『日本教育行政学会年報 第2号 学校の自主性と公共性』、1976年
- ・金子郁容・鈴木寛・渋谷洋子『コミュニティ・スクール構想』、2000年、岩波書店
- ・金子郁容・松下正剛・下河辺淳（編著）『ボランタリー経済の誕生－自発する経済とコミュニティー』、1998年、実業之日本社
- ・金子孫市（他）『教育経営講座9 学校と公共』、1963年、世界書院
- ・加藤潤「教育における市場性と公共性に関する考察－市場原理は多様なアイデンティティを実現するか？－」、『名古屋外国語大学外国語学部紀要』第40号、2011年、45-66頁
- ・佐藤博志「学校ガバナンスの理念と課題」、小島弘道（編著）『時代の転換と学校経営改革』、2007年、学文社、188-198頁
- ・佐藤博志「コミュニティ・スクールの現在と未来－学校ガバナンス空間のグローバル化－」、『学校経営研究』第35巻、2010年、大塚学校経営研究会、1-9頁
- ・田中圭治郎「公教育制度における公共性の限界と今後の展望」、『佛教大学教育学部論集』第22号、2011年、117-132頁
- ・田村哲樹「民主主義のための福祉－『熟議民主主義とベーシックインカム』再考」、東浩紀・北田暁大（編）『思想地図 vol. 2 ジェネレーション』、2008年、日本放送出版会、115-142頁
- ・平井貴美代「コミュニティ・スクールとガバナンス」、小島弘道（編著）『時代の転換と学校経営改革』、2007年、学文社、209-220頁
- ・水本徳明「学校の地域社会性と公共性－学校論の問題視角として－」、『学校経営研究』第15巻、1990年、大塚学校経営研究会、69-75頁
- ・山口定『市民社会論－歴史的遺産と新展開－』、2004年、有斐閣

---

<sup>1</sup> 総理の所信表明演説（2009年10月）や施政方針演説（2010年1月）にも登場している。

<sup>2</sup> <http://www5.cao.go.jp/entaku/pdf/declaration-nihongo.pdf> 内閣府HP（2011年10月28日最終確認）

<sup>3</sup> 第1回「新しい公共」円卓会議において座長の金子郁容氏はこのように語っている。「日本人はややもするとお上に頼りがちだというふうによく言われ……また、一方で最近では『市場に任せれば全ての問題が解決する』と言った幻想もあったように思います。政府も市場も大変重要な役割を果たしておりますが、それだけではないのではないかと。自ら問題を解決していくという当事者のつながりの力というのをも併せて考えていくことが、これからの社会の姿をつくるのに大事ではないかという風に考えております」[http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryoku/22n1kai/pdf/100127\\_minutes.pdf](http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryoku/22n1kai/pdf/100127_minutes.pdf) 内閣府HP（2011年10月28日最終確認）

<sup>4</sup> [http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryoku/22n8kai/pdf/100604\\_02.pdf](http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryoku/22n8kai/pdf/100604_02.pdf)  
内閣府HP（2011年10月28日最終確認）

<sup>5</sup> 信頼される学校づくりのための学校運営支援に関わる取組は、2009年度に学校マネジメント支援に関

する調査研究事業の実施、学校マネジメント推進協議会の開催、2010年度に学校運営の推進に資する取組の推進事業の実施、学校マネジメント支援推進協議会の開催が行われ、2011年度の取り組みとして「地域とともにある学校づくり」推進協議会（これまで別々に実施していた「コミュニティ・スクール推進協議会」と「学校評価推進協議会」を統合したもの）を開催するとしている。

- <sup>6</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/078/shiryo/attach/1299884.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/078/shiryo/attach/1299884.htm)  
文部科学省HP（2011年10月28日最終確認）
- <sup>7</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/078/shiryo/attach/1301802.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/078/shiryo/attach/1301802.htm)  
文部科学省HP（2011年10月28日最終確認）
- <sup>8</sup> コミュニティ・ソリューションについては以下の書籍を参照。金子郁容『コミュニティ・ソリューションーボランティアな問題解決に向けて』、1999年、岩波書店／金子郁容・玉村正敏・宮垣元（編著）『コミュニティ科学ー技術と社会のイノベーション』、2009年、勁草書房
- <sup>9</sup> 柳澤良明「学校経営における参加とガバナンスー参加の理念及び制度の日独比較を通してー」、小島弘道（編著）、『時代の転換と学校経営改革』、2007年、学文社、207-208頁
- <sup>10</sup> 浜田博文「地域教育経営論の再構成ー学校ー地域関係論の検討をもとにしてー」、『学校経営研究』第26巻、2001年、大塚学校経営研究会、7頁
- <sup>11</sup> 大桃敏行「学校参加」、篠原清昭（編著）『スクールマネジメントー新しい学校経営の方法と実践』、2006年、ミネルヴァ書房、238-239頁
- <sup>12</sup> 鈴木寛『「熟議」で日本の教育を変える』、2010年、小学館、132頁、140頁、162頁
- <sup>13</sup> 柳澤良明「学校経営における参加とガバナンスー学校ガバナンスを支える教員の『新しい専門性』ー」、『学校経営研究』第35巻、2010年、大塚学校経営研究会、33-35頁
- <sup>14</sup> 山岡龍一「公共哲学とは何か」、山岡龍一・齊藤純一『公共哲学』、2010年、放送大学教育振興会、18頁
- <sup>15</sup> 齊藤純一『公共性』、2000年、岩波書店、viii-ix頁
- <sup>16</sup> 堀内孜「公教育と公教育経営」、堀内孜（編著）『公教育経営の展開』、2011年、東京書籍、8-9頁
- <sup>17</sup> 堀内（前掲）9頁
- <sup>18</sup> 齋藤（前掲書）、32頁。齋藤は、ハーバーマスの『公共性の構造転換（初版）』とそれからおよそ30年後にハーバーマス自身が同書の第2版に附した「新版序文」にかけての思想の変遷を比してこのように述べている。ユルゲン・ハーバーマス（著）細谷貞雄・山田正行（訳）『公共性の構造転換ー市民社会の一カテゴリーについての探究（第2版）』、1994年、未来社も参照。
- <sup>19</sup> 大桃敏行「学校参加」、篠原清昭（編著）『スクールマネジメントー新しい学校経営の方法と実践』、2006年、ミネルヴァ書房、237頁
- <sup>20</sup> 堀井啓幸「学校地域支援本部事業の実践と課題」、『学校経営研究』第35巻、2010年、大塚学校経営研究会、25頁
- <sup>21</sup> 鈴木敏正『教育の公共化と社会的共同ー排除か学び合いかー』、2006年、北樹出版、112頁
- <sup>22</sup> 鈴木（前掲）、83頁、94頁
- <sup>23</sup> 中西宏次「学区界の変容」、中島勝住（編著）『学校の境界』、2006年、阿吽社、89頁